



2017年5月12日

各 位

会 社 名 芦森工業株式会社
本社所在地 大阪市西区北堀江3丁目10番18号
代表者名 取締役社長 瀬野 三郎
コード番号 3526
上場取引所 東証(市場第一部)
問 合 せ 先 広報・IR室長 柴田 健一
(TEL 06 - 6533 - 9250)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月23日開催予定の第117回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は2018年10月までと定められています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更することとしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

2017年10月1日

(4) 変更の条件

2017年6月23日開催予定の第117回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に統合)を実施するものであります。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の2億2千万株から2千2百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

2017年10月1日をもって、2017年9月30日（実質上2017年9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2017年3月31日）	60,569,390株
株式併合により減少する株式数	54,512,451株
株式併合後の発行済株式総数	6,056,939株

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

2017年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	6,363名（100.00%）	60,569,390株（100.00%）
10株未満所有株主	154名（2.41%）	201株（0.00%）
10株以上所有株主	6,209名（86.29%）	60,569,189株（100.00%）

(注) 本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様は株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きが可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少にともない、発行可能株式総数の適正化をはかるため、効力発生日（2017年10月1日）をもって、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (2017年10月1日付)
220,000,000株	22,000,000株

(6) 併合の条件

2017年6月23日開催予定の第117回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

①目的変更について

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化をはかるとともに、今後の事業拡大に備えるため、定款第3条の事業の目的に所要の変更を行うものであります。

②単元株式数変更について

上記「1. (1) 単元株式数の変更の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため定款第 8 条（単元株式数）を変更するとともに、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。なお、本変更の効力は、2017 年 10 月 1 日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 繊維を原料とする綱及びホースの製造販売及び下請加工</p> <p>2. 繊維を原料とする紐類、細巾及びその他の織物の製造販売及び下請加工</p> <p>3. 自動車用部品の製造販売</p> <p>4. 土木建築工事の設計、施工及び請負並びにそれに関連する資材の製造販売</p> <p>5. 防災関係、排水関係用品、医療用具及びその他日用品の販売</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>6. 不動産の売買、交換、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>7. 前各号に付帯関連する事業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>22,000</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 繊維を原料とする綱及びホースの製造販売及び下請加工</p> <p>2. 繊維を原料とする紐類、細巾及びその他の織物の製造販売及び下請加工</p> <p>3. 自動車用部品の製造販売</p> <p>4. 土木建築工事の設計、施工及び請負並びにそれに関連する資材の製造販売</p> <p>5. 防災関係用品、排水関係用品、医療用具及びその他日用品の製造販売</p> <p><u>6. 物流機器の輸入及び製造販売</u></p> <p><u>7. 不動産の売買、交換、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p><u>8. 介護用品及び介護機器の製造販売</u></p> <p><u>9. 前各号に付帯関連する事業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,200</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 6 条および第 8 条の変更の効力発生日は、2017 年 10 月 1 日とする。なお、本附則は効力が発生した日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 変更の条件

第 6 条および第 8 条については、2017 年 6 月 23 日開催予定の第 117 回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	2017年5月12日（金曜日）
定時株主総会開催日	2017年6月23日（金曜日）【予定】
株式併合の効力発生日	2017年10月1日（日曜日）【予定】
単元株式数変更の効力発生日	2017年10月1日（日曜日）【予定】

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、2017年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は、2017年9月27日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

- A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。
当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となるからです。
また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 単元株式数の変更、株式併合に伴い株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

Q 6. 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額に変動はありません。
ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日（実質上2017年9月29日）の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	2,300株	2個	230株	2個	なし
例③	1,003株	1個	100株	1個	0.3株
例④	555株	なし	55株	なし	0.5株
例⑤	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます）が生じた場合（例②、例④、例⑤）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は2017年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式が9株以下の場合（例⑤）は、すべて端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 8. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式を生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502
 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
 電話（通話無料）0120-094-777
 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上